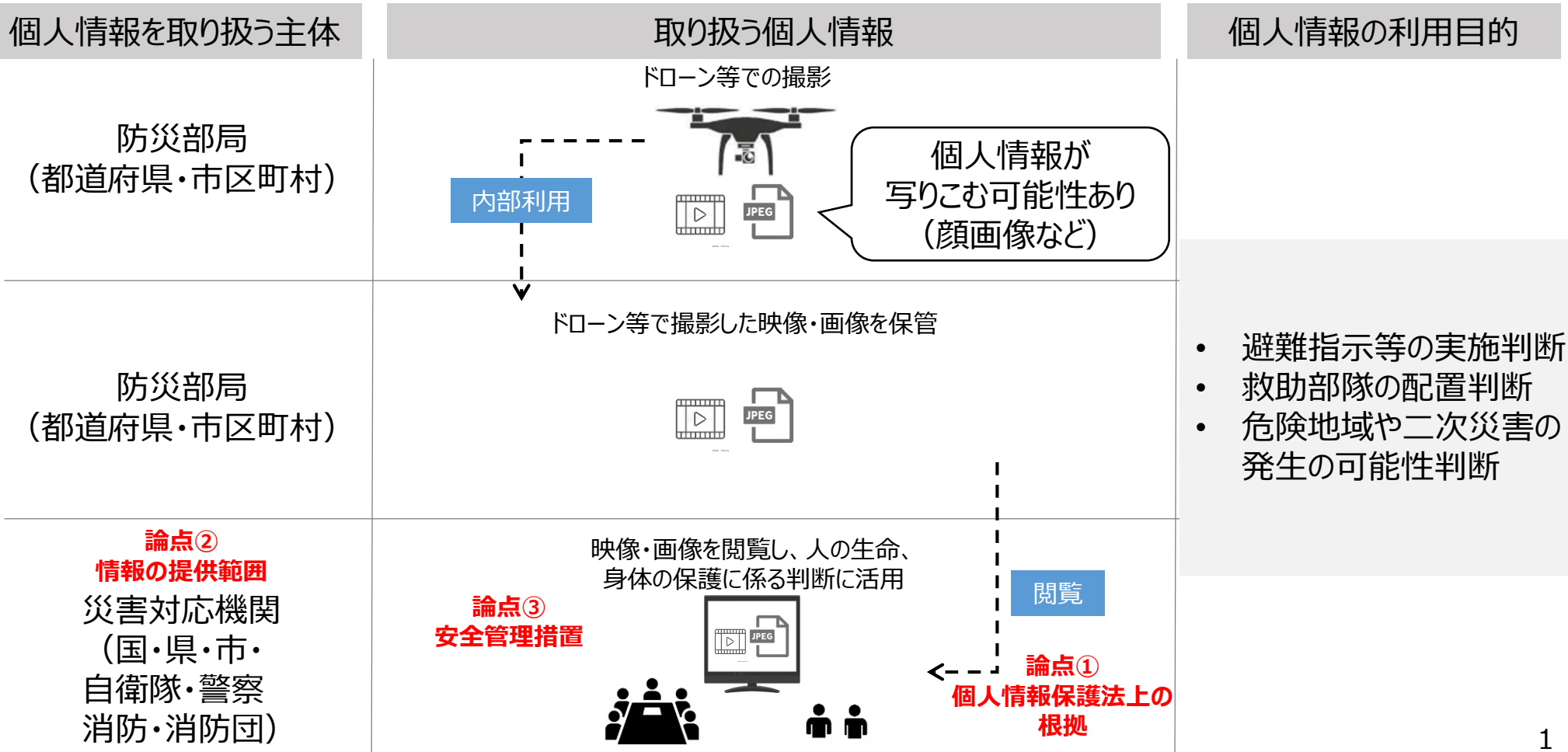


○都道府県又は市区町村の防災部局は、被害状況の把握や救助部隊の配置判断、危険地域や二次災害発生の可能性判断のため、ドローンやウェアブルカメラ等で被災地の映像・画像情報を取得。災害対策本部室の大型モニターに当該情報を投影し、共有した。

○なお、災害対策本部室で当該情報を閲覧する人員は、国、県、市や自衛隊、警察、消防、民間企業を含む指定公共機関等、防災関係機関に限られる。





## 個人情報保護法の関係条文

- 個人情報保護法**第69条第1項**において**利用目的内の利用及び提供**について、同条**第2項**において**利用目的外の利用及び提供**について、それぞれ規定されている。
- また、利用目的外の利用及び提供について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、「相当の理由があるとき」「特別の理由があるとき」についての趣旨が記載されている。



## 本事例における内閣府の解釈（案）

- 当該情報は被災後に個人情報を取得することとなり、またあらかじめ情報を取得することが想定できることから、**市の防災部局（情報の取得者）において、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、危険地域や二次災害の発生の可能性判断に利用するという個人情報の利用目的を定め、その目的の範囲内で利用、提供すべきではないか。**
- 災害時においては、本事例のような自治体内での内部利用の他、様々な外部機関からの情報提供が想定される。災害初動期において、**情報提供元の当初の利用目的を自治体が特定する時間的余裕がなく、かつ、避難指示等、自治体の目的達成のために当該情報を提供する必要があると判断する場合には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に従い、提供先によって第2項第3号「相当な理由があるとき」又は第4号「特別な理由があるとき」に該当すると考えてよいのではないか。**



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



- **「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。**
- **「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。**



## 想定されるケース

- **災害対策本部室における情報の提供範囲は国、都道府県、市区町村や自衛隊、警察、消防、消防団、指定地方行政機関、及び民間企業を含む指定公共機関等、防災関係機関の一部に限られている。**

◆参考

災害対策基本法

第2条第4項 指定地方行政機関

第5項 指定公共機関



## 論点

- 発災当初における被災状況の把握等については、災害の初動対応にあたる防災関係機関において同一の情報共有が必要である。**行政機関等は、関係機関への情報提供についても利用目的として特定すべきではないか。**
- また、個人情報保護法第70条に、「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」が規定されている。防災関係機関は情報を大型モニターで閲覧するのみであるが、情報を取り扱う主体である**行政機関等は、災害対策本部室での情報共有に当たり、漏えいの防止等の注意喚起を図る必要があるのではないか。**
- なお、できる限り不要な個人情報を提供しないことも重要である。今後の技術発展により、例えばAI等で個人情報を判別し即時にモザイク処理ができるツールが開発される可能性があり、指針では、その導入の可能性も言及すべきではないか。



(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

## 第七十条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。



| 防災関係機関    |            | 災害対策本部室での閲覧   |
|-----------|------------|---|
| 〇〇市       |            | <p>各自治体において、<br/>災害対応にあたって<br/>必要だと判断する<br/>機関に対して、<br/>閲覧を許可</p> |
| 指定地方行政機関  | 〇〇財務支局     |   |
|           | 〇〇厚生局      |   |
|           | 〇〇運輸局      |   |
|           | ...        |   |
| 自衛隊       | 陸上自衛隊      |   |
| ◆◆県警察     |            |   |
| ◆◆県       |            |   |
| 消防団       |            |   |
| 指定公共機関    | JR△△、JR××  |   |
|           | NEXCO××    |   |
|           | NTT××      |   |
|           | □□電力       |   |
|           | ■ ■ ガス     |   |
|           | ...        |   |
| その他防災関係機関 | 〇〇市医師会     |   |
|           | 〇〇市社会福祉協議会 |   |
|           | 〇〇市PTA協議会  |   |
|           | ...        |   |